

令和5年1月1日適用

# 総合評価落札方式（営繕関係工事）に関する 運用ガイドライン

鳥取県総務部

## 目 次

入札方式の分類	1
共通事項	2
簡易評価型総合評価に係る採点基準	3
地域密着型総合評価に係る採点基準	9
別表・様式	11

## 入札方式の分類

予定価格	250万円	1千万円	6千万円	特例政令建設工事 適用基準額
入札方式	随意契約	制限付 一般競争入札 <b>地域密着型 総合評価</b>	制限付一般競争入札 <b>簡易評価型 総合評価</b>	一般競争 入札
対象管内		3ブロック	全 県	制限無し

### 1 地域密着型総合評価

- ・予定価格が250万円以上1千万円未満の小規模工事及び修繕工事等。

### 2 簡易評価型総合評価

- ・予定価格が1千万円以上特例政令建設工事適用基準額未満の工事。

### 3 総合評価対象工事

- ・対象発注工種
  - ① 建築一般
  - ② 電気工事
  - ③ 管工事
  - ④ 塗装一般

区 分	営繕系発注工種	土木系発注工種
総合評価対象 発注工種	建築一般、電気工事、管工事、塗装一般	土木一般、港湾、とび等一般、交通安全施設、法面一般、法面植生、法面保護、落石防止網工、アンカー工、アスファルト、区画線工、造園工事、プレストレストコンクリート、鋼橋
総合評価対象外 発注工種	建築解体、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル等工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装一般、畳工、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事	鋼構造物一般、しゅんせつ工事、さく井工事、舗装一般
適用される要領 ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領</li> <li>・総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領</li> <li>・総合評価落札方式(土木関係工事)に関する運用ガイドライン</li> </ul>

## 【評価点の算出方法】

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価点数の最も高い者を落札者とする。  
評価点の算出方法は、次に示す加算方式とする。

$$\text{評価点} = \text{入札価格点数} + \text{施工能力点数}$$

※ 施工能力点数の合計が0以下となる場合は0点とする。入札価格点数、施工能力点数の合計は、小数第3位までとし4位以下は切り捨てる。

## 共通事項

### 1 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を行った者を失格とする。

- (1) 加点となる評価項目が、応募書類等又は入札参加資格の事後審査により確認できないとき。
- (2) 鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領(平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知。以下「価格設定要領」という。)第7条の規定に基づき算出された価格を下回る価格で入札したとき。

### 2 応募書類等の提出

- (1) 入札参加者は、調達公告に定める入札に参加するために必要とされる書類を発注機関に提出すること。
- (2) 電子入札により総合評価競争入札を行う場合においては、電子入札システムに係る所定の画面に記載すべき事項を入力し、その内容を証明する次に掲げる書類を添付するものとする。

必要書類	簡易評価型	地域密着型
① 会社同種工事实績調書(様式第1号) 及び調書に記載した内容を証明するもの	—	—
② 配置技術者工事成績・同種工事实績調書(様式第2号) 及び調書に記載した内容を証明するもの (* 予定価格が4,000万円以上の場合に限る。)	○*	—
③ 配置技術者が有する資格を証明するもの	○	—
④ 上記に掲げるもののほか、調達公告において添付することを求められたもの。(* 該当がある場合に限る。)	○*	○*

## 簡易評価型総合評価に係る採点基準

### 【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数											合計点
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	施工体制	資格停止 (減点項目)	
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	C P D					
配点	60	15	—	3	5	—	2	1	4	4	4	0	98
	60	15	—	3	—	—	—	—	4	4	4	0	90

上段: 建築一般工事 8,000 万円以上、その他工事 4,000 万円以上

下段: 建築一般工事 8,000 万円未満、その他工事 4,000 万円未満

### 【各評価項目と評価方法】

評価項目	評価方法	配点
入札価格点数	<p style="text-align: center;"><b>60 × 最低入札額 / 入札参加者提示額</b> (小数点第3位未満切り捨て)</p> <p>(端数処理例)</p> $60 \times \frac{\text{最低入札額}}{\text{入札参加者提示額}} = 57.39877\cdots \rightarrow 57.398$ <p style="text-align: center;">↑ (各評価項目の計算途中では小数点第6位未満を切り捨てる。 他の評価項目での取扱いも同一とする。)</p> <p>(1) <b>最低入札額</b> : 当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。 有効な入札とは予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者のうち失格基準、失格要件に該当しない者で、調達公告等の入札参加者の条件に該当する者の入札とする。</p> <p>(2) <b>入札参加者提示額</b> : 当該入札で入札参加者が提示した入札額をいう。</p>	60点
施工能力点数	<p style="text-align: center;"><b>15 × 入札参加者工事成績 / 最高工事成績</b> (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) <b>入札参加者工事成績</b> : 当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。 (2) <b>最高工事成績</b> : 当該入札に参加する者の工事成績のうち最も高い工事成績をいう。 (3) 県工事における同一工種の会社工事成績の3年間の平均値とする。(小数点第1位未満切り捨て) (4) 上記3年間に受注実績がない場合は対象期間を最長5年まで延長する。 (5) 上記の5年間に受注実績がない会社の場合、会社の工事成績は大部分の会社における工事成績の最小値(*)とし、毎年更新する。 * 「大部分の会社における工事成績の最小値」は、「工事成績の平均値 - 2 × 標準偏差」とする。 全ての発注工種について最小値は同一点数となる。 (6) 各年の平均値及び対象期間の平均値については、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てる。 (7) 共同企業体として入札に参加する場合は代表者の工事成績を評価対象とする。</p>	15点

		<p>(以下、共同企業体として入札に参加する場合は代表者のデータを評価対象とする。)</p> <p>(8) 工事成績は、下記のいずれかの建設工事検査規定等に基づき工事成績が決定されたもの(鳥取県教育委員会の所管に係る建設工事にあつては事務局本庁組織で発注した建設工事について行われたものに限る。)を対象とする。</p> <p>① 鳥取県建設工事検査規定(昭和46年内訓第2号)</p> <p>② 病院局建設工事検査要綱(平成18年4月1日付第200500136899号鳥取病院局長通知)</p> <p>③ 企業局建設工事検査規定(平成17年鳥取県企業局内訓第200500006739号)</p> <p>(9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。</p> <p>(10) 県外業者との共同企業体による工事の工事成績については対象外とする。</p>	
	会社同種工事实績	評価対象外	—
	企業経営	<p><b>3 × (入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)- 同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) / (同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値 - 同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値)</b> (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。</p> <p>(2) 前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>(3) 前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>(4) 各発注工種及び各格付毎の総合評定値の上限値、下限値は別に総務部長が定める。</p>	3点
配置技術者の施工能	配置技術者工事成績	<p><b>5 × その者の配置技術者工事成績 / 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績</b> (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 入札参加者が提出した過去7年間の県、境港管理組合又は国発注工事(国立大学法人を含む。)における配置技術者の工事成績とする。ただし、配置技術者の工事成績は元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、下記の要件を全て満たす場合に限り認める。</p> <p>① 配置技術者が別表第2の一級資格を保有していること。</p>	5点

力	<p>② 現場代理人としての施工当時に別表第2の一級又は二級資格を保有していること。 また、次の表の左欄に掲げる条件に該当するときは、同表の右欄に掲げる点数とする。</p> <table border="1" data-bbox="397 230 1294 580"> <tr> <th>配置技術者工事成績等</th> <th>評価に用いる配置技術者工事成績</th> </tr> <tr> <td>配置技術者工事成績を有しない</td> <td>会社工事成績(上限 75 点)</td> </tr> <tr> <td>配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満</td> <td>大部分の会社工事成績最小値</td> </tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が 75 点以下</td> <td>会社工事成績(上限 75 点)</td> </tr> <tr> <td>配置技術者工事成績が 75 点以下で会社工事成績が 75 点以上</td> <td>75 点</td> </tr> </table> <p>(2) 配置予定技術者を2名記載する場合は工事成績点数、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。</p> <p>(3) 現に他の工事で監理技術者として配置している技術者を配置予定技術者とする場合は、必ず監理技術者補佐を配置すること。この場合、監理技術者を評価対象とする。(以下監理技術者補佐を配置する場合も、監理技術者を評価対象とする。)</p> <p>(4) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が 20%以上の構成員の技術者等として行っていること。</p> <p>(5) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。</p> <p>(6) 対象工事と同一の発注工種のものとする。(なお、別表第1の第1欄に掲げる発注工種とそれに対応する第2欄から第4欄に掲げる発注工種は同一の発注工種とみなす。)</p> <p>(7) 完成検査の日が調達公告の日の7年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。</p> <p>(8) 県外業者との共同企業体による工事の工事成績については対象外とする。</p> <p>※ 予定価格が 4,000 万円未満(建築一般については 8,000 万円未満)の場合は評価対象としない。</p> <p>※ 有効な入札のうち最高の配置技術者工事成績は、上記(2)にかかわらず、有効な入札者から提出された全ての配置技術者工事成績のうち最高の者の工事成績とする。</p>	配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績	配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限 75 点)	配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値	配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が 75 点以下	会社工事成績(上限 75 点)	配置技術者工事成績が 75 点以下で会社工事成績が 75 点以上	75 点	
配置技術者工事成績等	評価に用いる配置技術者工事成績											
配置技術者工事成績を有しない	会社工事成績(上限 75 点)											
配置技術者及び会社工事成績とも大部分の会社工事成績最小値未満	大部分の会社工事成績最小値											
配置技術者工事成績が会社工事成績以下で会社工事成績が 75 点以下	会社工事成績(上限 75 点)											
配置技術者工事成績が 75 点以下で会社工事成績が 75 点以上	75 点											
配 同 置 種 技 術 事 者 実 績	<p><b>評価対象外</b></p>	—										
配 置 技 術 者 資 格	<p><b>配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。 共同企業体の場合にあっては、代表者が配置する者に限る。</b></p> <table border="1" data-bbox="397 1861 1294 2063"> <tr> <th>資格区分</th> <th>資 格</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>一級技術者</td> <td>建設業法第 15 条第2号イに該当する者 (例)一級建築施工管理技士等</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第 27 条第3項の規定による一級の技術検定の第一次試験に合</td> <td>1点</td> </tr> </table>	資格区分	資 格	配点	一級技術者	建設業法第 15 条第2号イに該当する者 (例)一級建築施工管理技士等	2点	一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第 27 条第3項の規定による一級の技術検定の第一次試験に合	1点	2 点	
資格区分	資 格	配点										
一級技術者	建設業法第 15 条第2号イに該当する者 (例)一級建築施工管理技士等	2点										
一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第 27 条第3項の規定による一級の技術検定の第一次試験に合	1点										

	格した者 (例)一級建築施工管理技士補等	
二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級建築施工管理技士等	
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5点

※ 配置予定技術者を2名記載する場合は配置技術者資格、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。また、予定価格が4,000万円未満(建築一般については8,000万円未満)の場合は評価対象としない

C  
P  
D

**配置技術者が建築CPD運営会議等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。**

1点

- (1)対象工事 建築一般、電気工事、管工事  
(2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前、下表2左欄に掲げる年度で、右欄評価基準の期間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。  
(3)下表1左欄に示すいずれかの制度で、合計で同表右欄に示す評価基準に該当した場合1点を加点

(下表1)

継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準
建築CPD情報提供制度	建築CPD運営会議	下表2左欄に
建築士会CPD制度	(公社)日本建築士会連合会 (一社)鳥取県建築士会等	掲げる年度に あつて、右欄に
継続職能研修(CPD)	(公社)日本建築家協会	掲げる評価基 準
建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体CPD協議会	
建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	

※ 配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。

※ 予定価格が4,000万円未満(建築一般については8,000万円未満)の場合は評価対象としない。

※ 令和4年度から令和7年度までの間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う対応として、『総合評価落札方式(簡易評価型)における配置技術者のCPD評価基準の見直し及び適用時期の再周知について(令和3年2月1日付第202000246434号鳥取県総務部営繕課長通知)』により、評価基準を下表2のとおりとする。

(下表2)

年度	評価基準
令和4年度	10単位/4年

令和5年度	15単位/4年
令和6年度	20単位/5年
令和7年度	25単位/6年
令和8年度以降	25単位/5年

受注額

**4 × (1-県工事受注額 / 県工事平均受注額 または「生産指標額×k1」)**

(マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)

- (1) 生産指標額の上限額、係数k1及び県工事平均受注額の上限額は別に総務部長が定めるものとする。
- (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。
- ① 前年度に落札決定を行い、当該年度当初に契約締結を行ったもの又は、前年度以前に契約締結されたが当該年度に年割額が設定されているものは当該年度の受注額とする。
- ② 年割額設定工事は、契約締結をして年割額が確定するまでの間は、調達公告に掲げる当該年度の支払限度額を落札率で乗じた金額を受注額とする。(小数点未満の端数は切り捨てる。)
- ③ 緊急応急対応として総務部長、総合事務所長又は東部建築住宅事務所長が出動要請したものを除く。
- ④ 一定規模以上の大規模災害等について、総務部長が必要と認めた場合、指定した災害の災害復旧工事は受注額の対象外とする。
- ⑤ 受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他総務部長が必要と認めた場合は、必要と認めた額を受注額の対象外とする。
- ⑥ 受注額の下限値は、マイナス30点とする。
- ⑦ 基準日は開札日の前日の数値とする。(但し、開札日が3月22日(3月22日が県の休日に当たる時は直後の県の休日の翌日)(以下「切替日」という。)の場合は、開札日の前日の数値はゼロとする。なお、切替日より前に落札決定された同一の発注工種の工事で切替日以降に年割額が設定されていたものは、調達公告で指定されていた該年度の年割額を県工事受注額(分子)に計上する。)
- (3) 入札参加資格者は県工事平均受注額か生産指標×k1(分母)のいずれか一つを選択することとし、年度途中での変更は認めない。(翌年についても県工事平均受注額か生産指標×k1のいずれかを選択する。)
- (4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。
- ① 債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事は、当該年度の支払予定額とする。
- ② 契約解除等により県工事受注額(分子)の対象外とした県工事受注額は除く。
- ③ (2)③で規定する出動要請による対応及び④で規定する総務部長が指定した災害の災害復旧工事も県工事平均受注額(分母)に含める。
- ④ 受注額は税込み額とする。
- (5) 生産指標額×k1(分母)を選択する場合の生産指標額は、次の表の第1欄に定める事業年度ごとに第2欄に定める額を当該事業年度ごとの第3欄に定める割合で乗じ、当該乗じた額の合算額を3で除し、除して得た額を同表第4欄に定める割合で乗じた額とする。(千円未満を切り捨てる。)

4点

対象営業年度	対象金額	完成工事高割合	発注工種割合
入札参加資格の	「売上原価」及び「販	各営業年度の売	当該申請直

申請直前の直近3営業年度(当該申請直前に3営業年度を有しない入札参加者にあつては、その当該申請直前の全ての営業年度)	売費及び一般管理費」の合計額(当該申請直前の営業年度の期間が1年に満たない入札参加者にあつては、当該期間(1月未満は1月とする。)を営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額)	上高の総額に対する完成工事高の総額の割合	前の直近3事業年度の平均完成工事高に対する当該発注工種に係る平均完成工事高の割合
--	--	----------------------	--

- ① 準県内業者は、上記で算出した額に地方税法第72条の48第1項の規定により事業税の課税標準額を関係都道府県に分割する場合における当該課税標準額の総額に占める鳥取県分の課税標準額の割合(開札日の属する年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日の間にその終了の日が属する事業年度において適用する割合とする。)を乗じて得た額とする。
- ② 上記で算出した額が0となる入札参加者は、当該発注工種及び同格付等級の中で生産指標額が最低の者の額とする。
- ③ 上記で算出した額が別に定めた生産指標上限額を越える入札参加者は、上限額とする。
- (6) 入札参加資格申請者は資格申請時及びその中間年に県工事平均受注額または生産指標の算出根拠がわかる資料を県に提出する。

地域点

**工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。**

4点

区 分		本 店 所 在 地		
		東 部	中 部	西 部
工 事 箇 所	東 部	4 点	0 点	0 点
	中 部	0 点	4 点	0 点
	西 部	0 点	0 点	4 点

- 東部:鳥取県土整備事務所の所管区域及び八頭県土整備事務所の所管区域
- 中部:中部総合事務所の所管区域
- 西部:西部総合事務所の所管区域
- ※ 地域点は開札日の前日を基準日とする。

施工体制

**入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。**

4点

入札参加者提示額	施工体制
調査基準価格以上	4点
調査基準価格未満	0点 又は 4点

- (1) 調査基準価格以上の場合  
契約の内容に適合した履行がなされないおそれはない金額の入札と考えられる ことか

ら、原則として施工体制審査を省略し、4点を付与する。  
 (2) 調査基準価格を下回る場合  
 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある金額の入札と考えられることから、施工体制審査を行い、適切な施工体制が確保されると認められる場合に、その程度に応じて4点又は0点を付与する。

① 評価方法

評価項目	評価の視点	評価点
品質確保の実効性	品質確保・安全確保の計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	左記の2項目を総合的に評価し、 ①認められる場合 〔実効性・確実性が高い 4点 上記以外 0点 ②認められない場合 無効
施工体制確保の実効性	下請・労務・資機材の確保計画を審査し、適切な施工体制が確実に構築されると認められるか	

② 施工体制審査書類

鳥取県建設工事低入札価格調査実施要領(平成25年7月10日付第201300056804号鳥取県県土整備部長通知)第8条第2項に定める資料とする。

施工体制：配置予定技術者、下請予定業者、労務者配置計画、資材・機械の状況等

品質確保：品質管理、出来形管理、安全衛生教育、点検、仮設設置の各計画等

※ 施工体制の確認手順は別紙 総合評価落札方式の低入札手続フローを参照

資格停止  
(減点項目)

**資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。**

資格停止期間	点数
1月以上3月未満	-2点
3月以上6月未満	-4点
6月以上	-6点

0点

(1) 資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919555号鳥取県県土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。

(2) 基準日は開札日の前日の数値とする。

(3) 下限値は設けないものとする。

合 計

98点  
(90点)

地域密着型総合評価に係る採点基準

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	施工能力点数						合計点	
		会社の施工能力	配置技術者の施工能力		受注額	地域点	施工体制		資格停止 (減点項目)
		同種工事実績	資格	CPD					
配点	90	1	—	—	1	4	4	0	100

【各評価項目と評価方法】

評価項目	評価方法	配点						
入札価格点数	<p><b>90 × 最低入札額 / 入札参加者提示額</b> (小数点第3位未満切り捨て)</p> <p>※ 評価方法は、簡易評価型の入札価格点数と同じとする。</p>	90点						
施工能力点数 会社の施工能力	<p>入札参加者が提出した過去15年間の鳥取県、境港管理組合、市町村又は国発注工事(国立大学法人を含む。)における会社同種工事実績の有無により次のとおり評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>会社同種工事実績の有無</th> <th>会社同種工事実績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;同種工事&gt; (例) 営繕系発注工事における小規模工事、修繕工事等</p> <p>(1) 鳥取県発注工事、境港管理組合発注工事、市町村発注工事、国発注工事(国立大学法人を含む。)のみ認める。</p> <p>(2) 対象工事と同一の発注工種のものとする。ただし、別表第1の第4欄に掲げる国発注工事の工種に該当する工事については、同表の第1欄に掲げる発注工種とみなすものとする。</p> <p>(3) 対象となる工事は、完成検査の日が調達公告日の15年前の日の属する年度の4月1日以降であり、検査結果の通知が当該入札の開札日の前日までの間にあるものとする。</p> <p>※ 会社同種工事実績は、「制限付一般競争入札参加申込書」に記載する事項をもって評価する。</p>	会社同種工事実績の有無	会社同種工事実績点	実績あり	1点	実績なし	0点	1点
会社同種工事実績の有無	会社同種工事実績点							
実績あり	1点							
実績なし	0点							
配置技術者の施工能力	評価対象外	—						

工 能 力	C P D	評価対象外	—																				
	受注額	$1 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額又は「生産指標額} \times k1\text{」})$ <small>※ 評価方法は、簡易評価型の受注額と同じとするが、下限値はマイナス4点とする。</small>	1点																				
地域点	<p>工事箇所と本店所在地の地域点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">本店所在地</th> </tr> <tr> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工 事 箇 所</td> <td>東部</td> <td>4点</td> <td>0点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>0点</td> <td>4点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>0点</td> <td>0点</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 東部:鳥取県土整備事務所の所管区域及び八頭県土整備事務所の所管区域  ○ 中部:中部総合事務所の所管区域  ○ 西部:西部総合事務所の所管区域  ※ 地域点は開札日の前日を基準日とする。</p>		区 分	本店所在地			東部	中部	西部	工 事 箇 所	東部	4点	0点	0点	中部	0点	4点	0点	西部	0点	0点	4点	4点
区 分	本店所在地																						
	東部	中部	西部																				
工 事 箇 所	東部	4点	0点	0点																			
	中部	0点	4点	0点																			
	西部	0点	0点	4点																			
施工体制	<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </tbody> </table> <small>※ 評価方法は、簡易評価型の施工体制と同じとする。</small>		入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	4点														
入札参加者提示額	施工体制																						
調査基準価格以上	4点																						
調査基準価格未満	0点 又は 4点																						
資格停止 (減点項目)	<p>資格停止期間に応じ資格停止期間の2倍の期間において次表のとおり減点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以上3月未満</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>-4点</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>-6点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 資格停止期間とは鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第2007001919555号鳥取県県土整備部長通知)の規定による入札参加資格停止期間とする。  (2) 基準日は開札日の前日の数値とする。  (3) 下限値は設けないものとする。</p>		資格停止期間	点数	1月以上3月未満	-2点	3月以上6月未満	-4点	6月以上	-6点	0点												
資格停止期間	点数																						
1月以上3月未満	-2点																						
3月以上6月未満	-4点																						
6月以上	-6点																						
合 計			100点																				

## 別表・様式

別表第1

発注工種	平成17・18年度の発注工種	平成16年度以前の発注工種	国の発注工種 (国立大学法人を含む)
建築一般	建築一般	一般建築工事	建築工事(対象工事が木造建築工事以外のものである場合に限る。以下同じ。)、木造建築工事(対象工事が木造建築工事である場合に限る。以下同じ。)又はプレハブ建築工事(対象工事がプレハブ建築工事である場合に限る。以下同じ。)
電気工事	電気工事	電気工事	電気設備工事又は受変電設備工事
管工事	管工事	管工事	機械設備工事又は暖冷房衛生設備工事
塗装一般	塗装一般	塗装工事	塗装工事

## 別表第2

各発注工種に対する特定資格一覧

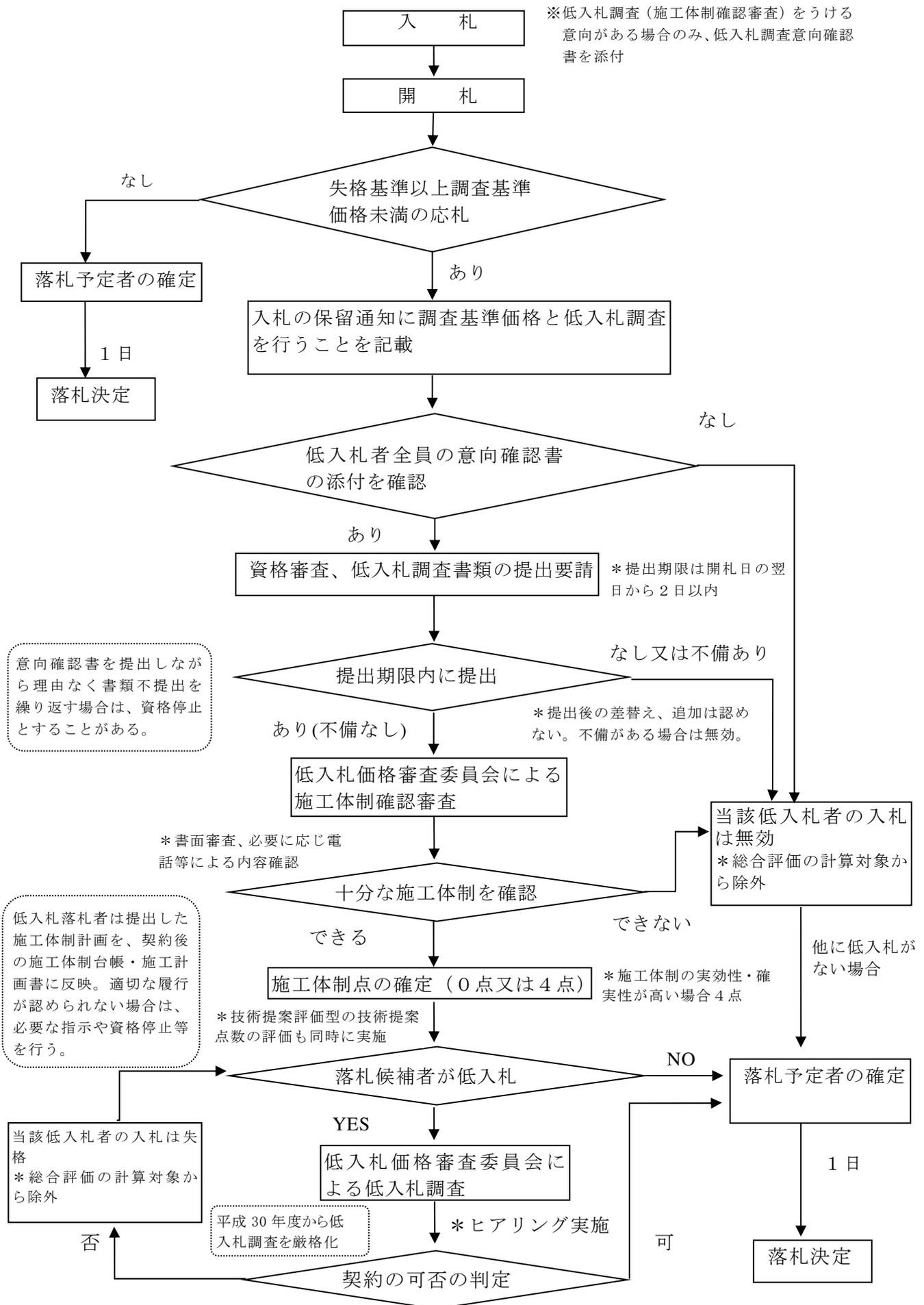
### 一級資格

発注工種	特定資格
建築一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級建築施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> </ul>
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級電気工事施工管理技士</li> <li>・技術士(電気電子部門に限る。)</li> <li>・技術士(総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」に限る。)</li> </ul>
管工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級管工事施工管理技士</li> <li>・技術士(機械部門・選択科目「流体力学」又は「熱工学」に限る。)</li> <li>・技術士(上下水道部門に限る。)</li> <li>・技術士(衛生工学部門に限る。)</li> <li>・技術士(総合技術監理部門・選択科目「流体力学」又は「熱工学」に限る。)</li> <li>・技術士(総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に限る。)</li> </ul>
塗装一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級土木施工管理技士(土木工事に限る。)</li> <li>・1級建築施工管理技士(建築工事に限る。)</li> </ul>

### 二級資格

発注工種	特定資格
建築一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技士</li> <li>・2級建築士</li> </ul>
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級電気工事施工管理技士</li> </ul>
管工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級管工事施工管理技士</li> </ul>
塗装一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級土木施工管理技士(土木工事に限る。)</li> <li>・2級建築施工管理技士(建築工事に限る。)</li> </ul>

総合評価落札方式の低入札手続フロー



(参考掲載、調達公告で求めがあった場合に使用する。)

様式第1号

会社同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

項目		番号	
		1	2
工事名			
発注機関名			
施工場所			
発注工種			
請負金額			
工期			
受注形態			
工事内容 (工事の規模・構造等)			
工事 成績	点数		
	結果通知日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記入すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県東部建築住宅事務所、鳥取県〇部総合事務所環境建築局等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を( )内に%で記入すること。
- 5 工事内容は、調達公告で規定する同種工事の内容と対比ができるよう技術的特徴及び構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記入すること。

様式第2号

配置技術者工事成績調書

入札参加希望者の名称

配置技術者の氏名			
同一工種の工事概要	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	受注形態		
	工期		
	従事役職		
	技術者の資格	資格名称( ) 昭和・平成・令和 年 月 日交付 交付番号( ) *従事役職が現場代理人の場合のみ、従事当時の資格(別表第2)を記載すること。	資格名称( ) 昭和・平成・令和 年 月 日交付 交付番号( ) *従事役職が現場代理人の場合のみ、従事当時の資格(別表第2)を記載すること。
	従事期間		
工事成績			

- 備考1 従事役職は、当該建設工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記入すること。
- 2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
- 3 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を( )内に%で記入すること。
- 4 技術者の資格は、従事した役職が現場代理人の場合にのみ、従事当時の資格(別表第2)を記載すること。